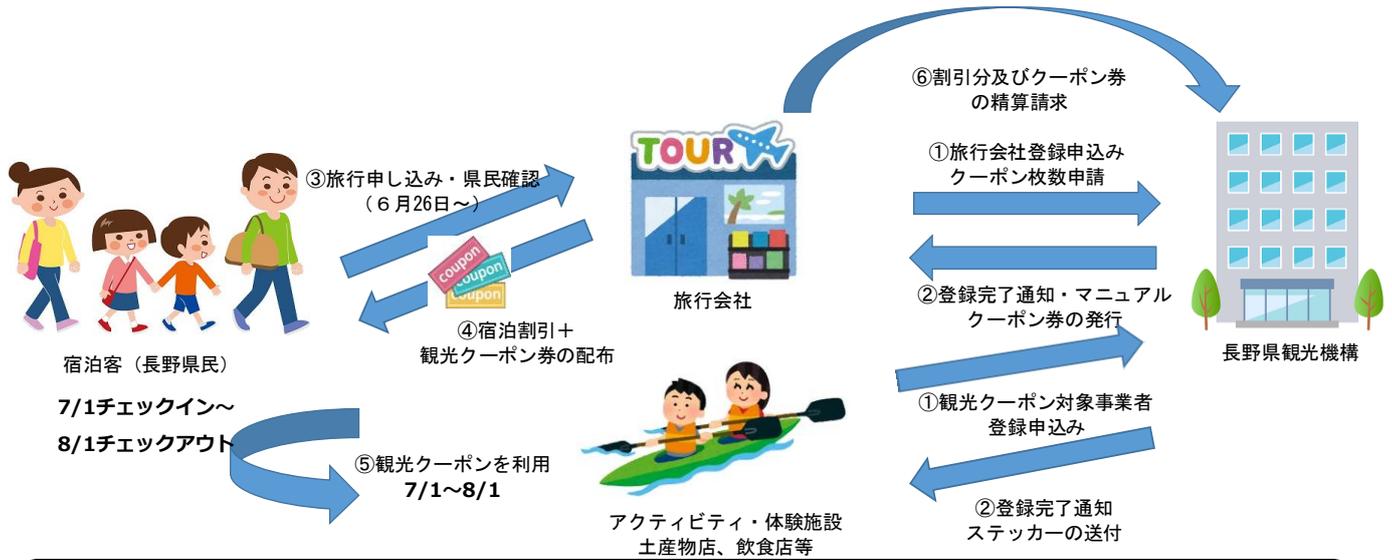
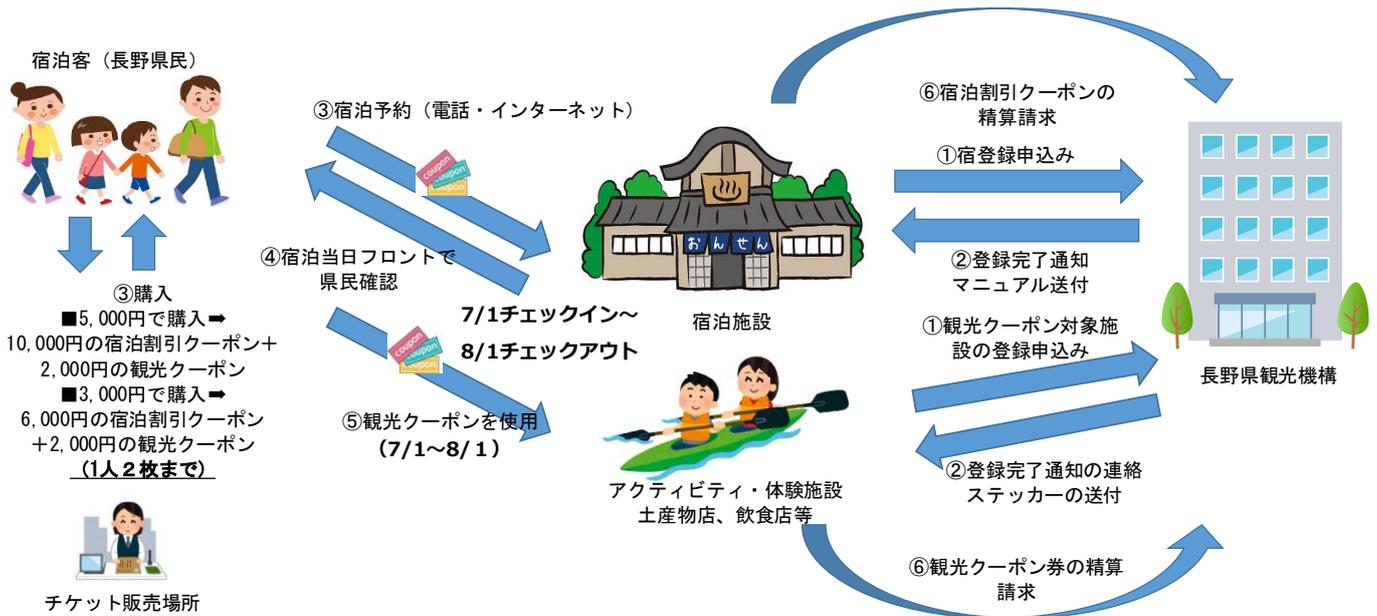


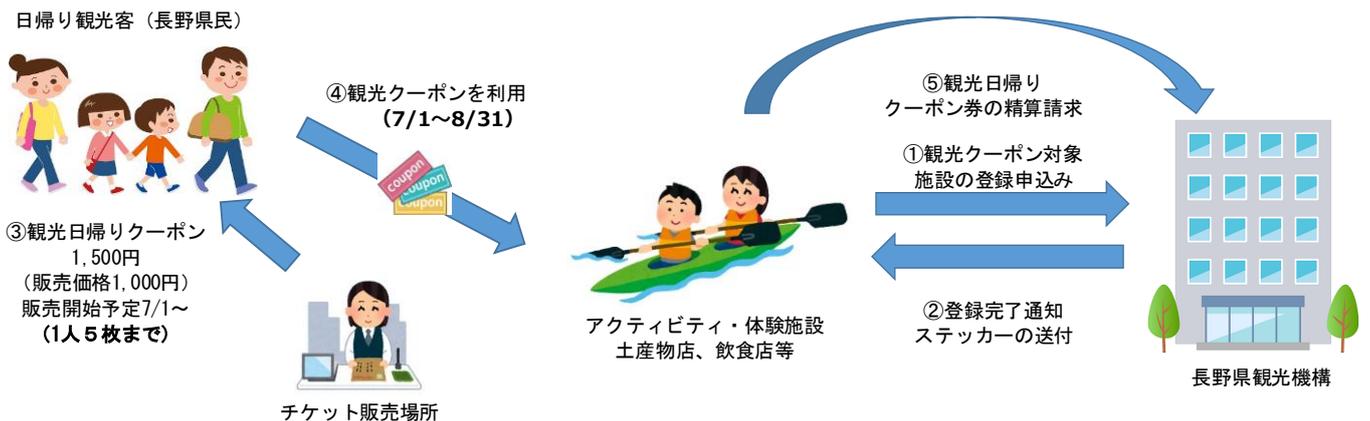
宿泊割引（5,000円または3,000円）＋観光クーポン（2,000円）の流れ①
 （旅行会社で宿泊予約を行う場合）



宿泊割引（5,000円または3,000円）＋観光クーポン（2,000円）の流れ②
 （宿泊割引クーポンを購入し、宿泊施設に直接予約する場合）



日帰り観光クーポン（1,500円）の流れ



対象となる事業者（旅行会社、宿泊事業者及び観光クーポン対象事業者
（アクティビティ・体験施設、土産物店、飲食店）**※必ず事前登録が必要です**

【共通】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書（ポスター）・ステッカーを店内・店頭に掲示していること。
https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html
- 申込事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申込事業者の経営に事実上参画していないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

【宿泊事業者・旅行会社について】

- 県内に施設又は営業所のある旅館業法、旅行業法、又は住宅宿泊事業法の許可（登録）事業者**（風営法第2条規定する事業者を除く）であり、令和2年6月1日以前に開業しており営業の実態がある事業者。ただし、宿泊時又は宿泊予約申込時に身分証明書等で、旅行者が長野県民であることが確認可能な事業者に限ります。

【観光クーポン対象事業者について】※詳細は別紙のとおり

- 県内に事業所又は施設があるアクティビティ・体験施設、土産物店、飲食店であり、**主に観光客が利用する施設**であること。
- 飲食店に関しては、食品衛生法の営業許可事業者であること。
- スポーツ・体験施設事業者については、必要な資格を取得し、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入していること。

旅行会社・宿泊事業者の申込申請について

- 申込方法：郵送・メール・FAX
 - 申込期間：**6月8日（月）～19日（金）17:00 必着**
 - 申込先：住所：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁内
（一社）長野県観光機構
「県民限定クーポン事業」担当宛て
メールアドレス：coupon@nagano-tabi.net FAX：026-232-3233
 - 申込書類：①**申込書（宿泊事業者：様式第1号の1 旅行会社：様式第1号の2）**
②**添付資料（※旅行会社のみ：様式第2号）**
 - 登録完了通知書等の送付について：**6月26日までに各事業者あてに送付します。**
- ※割引を適用される場合には、免許証などの身分証明書で長野県民確認をしてください**

**観光クーポン対象事業者（アクティビティ・体験施設、土産物店、飲食店）
の登録申込について**

- 申込方法：郵送・メール・FAX
- 申込期間：**6月8日（月）～19日（金）17:00 必着**
- 申込先：住所：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁内
（一社）長野県観光機構
「県民限定クーポン事業」担当宛て
メールアドレス：coupon@nagano-tabi.net FAX：026-232-3233
- 申込書類：**申込書（様式第1号の3）**
- 登録完了通知書の送付について：
6月30日までに各事業者あてに送付します。

宿泊割引料金及びクーポン（宿泊割引クーポン、観光クーポン、日帰り観光クーポン）の精算について

宿泊の割引分及びクーポンの代金は（一社）長野県観光機構から振り込みます

- 提出方法：郵送のみ
- 精算期間：**令和2年9月30日（水）必着分まで**
- 提出先：（一社）長野県観光機構
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁内
「県民限定クーポン事業」担当宛て
- 申請書類：
 - ①実績報告書（様式5号）
 - ②実績書（様式6号）
 - ③実績内訳シート（旅行会社のみ：様式7号）
 - ④宿泊及び旅行実績が証明できる書類（旅行会社のみ：宿泊証明書、旅行引き受け書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類等（任意様式）
 - ⑤利用済みクーポン（原本）（宿泊事業者（クーポン利用があった場合のみ）、（日帰り）観光クーポン対象事業者）
 - ⑥宿泊割引クーポン及び観光クーポンを利用し、割引をした実績が証明できる書類（領収書等）（宿泊事業者（クーポン利用があった場合のみ）（日帰り）観光クーポン対象事業者）
 - ⑦請求書（様式8号）
 - ⑧その他事務局が必要と認める書類

※新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合には、事業を中断、中止することがあります。

お問い合わせ先



（一社）長野県観光機構 販路・市場開拓部
電話 026-234-7219 FAX 026-232-3233